

北海道告示第 10427 号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 66 条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 23 日

北海道知事 鈴木直道

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
函館圏都市計画道路事業 3・4・302 号大野市街通
- 2 施行者の名称  
北海道
- 3 事務所の所在地及び名称  
函館市美原 4 丁目 6 番 16 号 北海道渡島総合振興局函館建設管理部
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
北海道北斗市本郷 1 丁目及び本郷 2 丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし